

公の施設の指定管理者の指定（飯田市地域子育て支援拠点施設）について

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

ア 施設名（通称）	飯田市地域子育て支援拠点施設（座光寺つどいの広場）
イ 所在地	飯田市座光寺1008番地1
ウ 設置年月日	平成17年6月1日
エ 設置目的	乳児又は幼児及びその保護者並びに住民が相互の交流を行い、及び子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、もって住民の福祉の向上を図る。
オ 施設・設備	多目的ルーム、プレイルーム、食事室ほか 木造平屋建、延べ床面積298.89㎡ 敷地面積 1,955.32㎡
カ 施設の写真	



建物外観



多目的ルーム



プレイルーム



授乳室

(2) 管理の状況

ア 施設を管理する所管課	健康福祉部子育て支援課
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	平成28年4月1日
エ 現在の指定管理者名（募集方法）	特定非営利活動法人おしゃべりサラダ（公募）

オ 現在の指定管理期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
カ 指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の維持管理に関する業務</li> <li>・施設利用の許可に関する業務</li> <li>・地域子育て支援拠点に関する業務</li> </ul>

(3) 利用の状況（有効性）

ア 営業（開館）状況	令和3年度	令和4年度	備考
日数	233日	237日	
利用者数	1,944人	2,709人	
その他			
イ 利用者のニーズ・意見等	<p>利用者アンケート(令和4年8月実施)においては次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用目的について、子ども同士の交流、遊び場として、ママ同士の交流、息抜きになる、相談できるという回答が多くあった。</li> <li>・スタッフに対する満足度は、各項目そう思う、まあまあ思うが100%であり、非常に高い結果であった。</li> </ul>		
ウ 利用者のメリット(利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果)	<p>保育士資格等を有するスタッフを確保していることで、子育てに関する情報提供や子育て相談において、専門的な観点を持って対応できる。</p>		

(4) 収支の状況（効率性）

ア 決算	令和3年度（円）	令和4年度（円）	備考
収入（A）	5,182,014	5,552,782	・R4雑収入にイベント参加者負担材料費を含む。
施設利用料等収入	0	0	
市子育て支援拠点事業補助金	5,182,000	5,550,000	
雑入	14	2,782	
支出（B）	5,182,014	5,552,782	・協定書に定める大規模修繕費、建物損害保険料等は、市が負担する経費
人件費	3,817,169	4,211,791	
委託料	61,800	20,900	
光熱水費	232,864	330,084	
消耗品費	649,547	551,711	
修繕費	65,000	48,025	
通信運搬費	99,875	100,441	
手数料	60,262	57,182	
事務費	71,274	75,000	
保険料	42,400	42,400	
講師謝礼	69,818	98,387	
研修費	3,000	6,000	
その他	9,005	10,861	
収支（A－B）	0	0	

イ 運営上のメリット(経費の節減、職員事務量の削減の効果)	子育て支援拠点施設に係る専門スタッフの確保や日常的な施設管理において、職員の事務量の削減が図られている。
-------------------------------	--

## 2 指定管理者選定の経過

### (1) 募集の状況

ア 募集方法(公募・非公募)	公募
非公募の理由	-
イ 指定管理者が行う業務	<p>飯田市地域子育て支援拠点施設(座光寺つどいの広場)指定管理業務仕様書抜粋</p> <p>4 業務の内容等 指定管理者が行う業務の内容等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開所時間 午前9時30分から午後3時30分までのうち5時間以上とする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる。なお1年間の開所日数は、230日以上とする。</p> <p>(2) 休館日 土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(3) 施設の建物、敷地及び設備の維持並びにこれらの管理に関する業務</p> <p>ア 施設の点検及び応急処置 (ア) 指定管理者は、施設を適切に管理運営するために、適度に点検を行い、必要に応じて修繕等を行うこと。 (イ) 簡易な修繕が必要な場合は、1件あたり10万円(消費税含む。)以下のものについては指定管理者が修繕費を負担して修繕を行うこと。簡易な修繕の範囲を超える場合は、市と別途協議するものとする。 (ウ) 指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるよう、法定点検を適切に行うほか、施設の予防保全に務めること。 (エ) 施設、機械設備、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告すること。</p> <p>イ 清掃業務 指定管理者は、施設、備品等について、常に良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設内及び敷地内の適切な環境衛生を維持し快適な空間を保つために、清掃業務を実施すること。</p> <p>ウ 外構管理業務 指定管理者は、施設の景観を保持するため、敷地内における施設の外構の清掃および地面、施設付属物等の維持管理を行う</p>

こと。

エ 廃棄物等の処理

施設から発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、適切に分別処理を行うこと。

オ 原状変更時の申請

指定管理者は、施設の原状を変更する場合は市の許可を受けるための申請を行うこと。

(4) 施設の管理全般

ア 消防法等に定められた法定点検等を適時実施すること。

イ 利用者及び職員の安全確保、財産の保全を図るため、危機管理に関するマニュアル（緊急時対策、防犯・防災対策など）を作成すること。

ウ 利用統計、その他事務に関する業務を行うこと。

エ 利用者からの苦情等があった場合は、その対応に関する業務を行うこと。

オ 指定管理者は、本業務にあたって知り得た業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

カ 指定管理者は、本業務に関することについて、飯田市情報公開条例に準じ、情報公開に応じなければならない。また、飯田市の情報公開に関する施策のため必要な取組を求めた場合は、これに応じなければならない。

(5) 備品等の器材の管理

指定管理者は、次に掲げる事項に留意して備品及びその他物品（以下「備品等」という。なお、備品とは一品の取得価格が3万円以上の物品で1年以上の使用に耐えるものであり、その他の物品とは備品以外の物品をいう。）の管理を行う。

ア 備品台帳を整備すること。

イ 指定管理期間中に、新たに必要となった備品は市と事前協議の上、指定管理者が調達するものとする。この場合、指定管理者は当該備品を自らの所有とすることができる。

ウ 指定管理者は、備品等を廃棄しようとする場合は、あらかじめ市と協議すること。

エ 市は、施設の備品等は無償で指定管理者に貸与する。

オ 指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保たなければならない。

カ 指定管理者は、備品等を本業務遂行のためにのみ使用するものとし、第三者に権利を譲渡してはならないこと。

キ 指定期間の終了に際し、市が所有する備品等については、市又は市が指定するものに対して引き継ぐこと。

(6) 施設の安全確保

指定管理者は、施設内で不審者及び不審物等を発見した場合又は利用者から異常等の通報があった場合には、警察署に通報する等必要な措置を行い、その後直ちに市へ報告すること。

(7) 施設の修繕

指定管理者は、施設の破損、損壊又は老朽化により修繕が必要となった場合は、1件当たりの修繕にかかる費用が10万円を超えるものについては、必要な修繕の内容等が分かる書類を添付して市に報告するものとする。この場合、市は必要により予算の範囲内で修繕を実施する。修繕にかかる費用が10万円以下のもので指定管理者自ら修繕する、あるいは修繕を業者等に依頼する場合も、あらかじめ市へ報告する。

(8) 施設の利用許可及び施設の利用に係る料金等に関する業務

ア 指定管理者は、施設利用の基準等について記載した利用規程を作成し、市と協議し決定すること。

利用規程に定める主な内容は次のとおりとする。

(ア) 利用目的に関すること。

(イ) 開所時間、閉所日に関すること。

(ウ) 利用手続に関すること。

(エ) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関すること。

(オ) 利用料金の減免に関すること。

(カ) 利用料金の納付と還付の方法に関すること。

(キ) 利用後の清掃・片づけ等を含めた利用方法に関すること。

(ク) その他の利用許可条件、利用制限及び利用許可の取消に関すること。

イ 利用規程に基づき、利用許可を行うこと。

ウ 受付簿等により、利用の状況の把握を行うこと。

エ 施設の利用料金は、次のとおり取扱うこととする。

(ア) 多目的ルームの利用料金は、次の額の範囲内とする。

区分	利用料金の額	
	午前	午後
	午前9時30分から午後12時30分まで	午後12時30分から午後3時30分まで
通常期間（4月1日から10月31日までの間）	440円	440円
暖房期間（11月1日から翌年の3月31日までの間）	560円	560円

(イ) 多目的ルーム以外の室（地域子育て支援拠点事業の利用）は無料とする。

(ウ) 利用料金は、指定管理者の収入として取扱うこととする。

(9) 地域子育て支援拠点事業に関する業務

ア 業務の内容等

(ア) 利用者の交流の場の提供と交流の促進

	(イ) 子育て等に関する相談、援助の実施 (ウ) 地域の子育て関連情報の提供 (エ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上） (オ) 指定管理者独自の魅力ある運営に努めること (カ) 保育所・認定こども園・小中学校・地元住民など交流の促進に努めること イ 配置職員 子育てアドバイザー（資格要件はないが、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者）を開所時間中常時2名以上配置すること。
指定管理料	上限6,944,000円（飯田市地域子育て支援拠点事業補助金）
ウ 応募者数	1団体

(2) 選定の結果

ア 団体の概要

(ア) 名称・商号	特定非営利活動法人おしゃべりサラダ
(イ) 代表者	代表理事 松村 由美子
(ウ) 所在地	飯田市追手町2丁目630番地8
(エ) 設立年月日	平成28年3月1日
(オ) 設立目的	この法人は、子どもと子育て家庭及び地域社会に対して、共に学び、支え育ちあうことを目指した事業を行い、地域のつながりの中で、親子が健やかに生き生きと生活でき、それぞれが認め合い、共存・循環し続ける子育て環境づくり、まちづくりに寄与することを目的とする。
(カ) 基本財産	－
(キ) 役員・職員	理事3人

イ 選定の理由（令和5年飯田市告示第169号）

<p>候補者は、当該施設の指定管理者として8年間にわたる運営実績があり、これまでの業務経験により蓄積された豊富な知識及び経験と子育て支援に係る高い専門性を有している。</p> <p>更には、当該候補者は、当該施設が所在する地域以外の地域においてもつどいの広場事業を実施するとともに、訪問相談、託児事業等において、利用者の声を生かし、かつ、子育て家庭が主役となれるような利用者のニーズを的確に捉えた取組を行っていることは高く評価できる。</p> <p>また、地域団体等との連携により当該施設を交流の場として活用する取組の提案をしており、当該施設の目的に沿った的確な管理運営を行うことが期待できる。</p>
---

(3) 評価の視点（適格性）

区分	配点	得点	評価
----	----	----	----

ア 指定管理者としての適性	10	8.33	施設の設置目的を理解し、施設の管理運営に関する基本方針・事業計画が提案された。 団体の財務状況は良好であり、管理運営を行うための能力は十分である。
イ 施設の有効活用	20	15.00	施設の機能を十分に生かした子育て支援サービスの提供と、指定管理者独自の魅力ある運営計画が提案された。
ウ 利用者対応(改善姿勢)	20	16.67	利用者のニーズの把握や自己の管理運営状況をチェックし、常にサービスの質を維持・向上させる取組が提案された。
エ 事業収支(収支の妥当性)	10	6.67	事業計画に基づく適切な収支予算の見積りが提案された(4)に掲載のとおり)。
オ 職員配置等の管理体制	20	15.00	業務に従事する人員について、適切な人的配置が提案された。
カ 危機管理の対応等	10	6.67	利用者に対する事故防止の安全対策や、事故発生時の対応が検討されている。
キ 地域連携・地域貢献	10	7.50	地域活動をしている団体との連携が見られ、地域の活性化につながる取組が期待できる。
合計	100	75.84	

(備考) 適格の合否基準は、評価得点の合計50点以上と定めた上で評価

(4) 提案された令和6年度の事業収支(収支予算の見積り)

項目	金額 (円)
収入(A)	6,100,920
指定管理業務に係る収入	6,100,920
市支出の地域子育て支援拠点事業補助金	6,100,000
施設利用料等収入	900
その他の収入	20
支出(B)	6,100,920
人件費	4,400,000
委託料	30,000
光熱水費	475,000
消耗品費	653,520
修繕費	60,000
通信運搬費	102,000
手数料	60,000
事務費	107,000
保険料	42,400
講師謝礼	133,000
研修費	10,000
その他	28,000
収支(A-B)	0